

2008年9月17日

〒450-6101 愛知県名古屋市中村区名駅1-1-4  
東海旅客鉄道株式会社（JR東海）  
代表取締役社長 松本 正之 様  
新幹線鉄道事業本部長 様  
東海鉄道事業本部長 様

〒 東京都足立区

半沢一宣（印）

### 新幹線・特急列車の車内設備のバリアフリー化推進に関する要望書

拝啓 時下ますますご盛業のこととお喜び申し上げます。

さて、私は、数年前から、標記の問題について、全国規模での調査・集計作業を続けている者です。

私は、身体障がい者の受動喫煙防止をテーマとして、1999年から「特急列車の車いす対応座席・多目的室の設置および禁煙化状況一覧表」の作成を続けてきました。これは『鉄道ジャーナル』ほか専門誌の新車紹介記事などによる文献調査が主体でした。

私は、この一覧表を毎年のダイヤ改正に合わせて更新する作業の過程で、

「テレホンカード式公衆電話や飲料自動販売機といった、本来すべての乗客のための付帯設備が、車いす対応構造でなかったり、車いす対応座席から遠く離れているなどのため、身体障がい者だけが利用したくてもできないのはおかしい」

という問題もあることに気づかされました。

そこで私は、2006年11月から、私鉄各社を含む全国の有料特急列車を対象に、車いす対応設備の有無や、各種の付帯設備が車いす対応となっているかどうか（個々の構造だけでなく、車いす対応座席との位置関係も）に関する実車調査を行いました。この調査結果は、2007年7月に開催された交通権学会の定期研究大会で発表し、また今年発行された学会誌『交通権』第25号にも収録されました（当該ページのコピーを同封いたしますので、ご査収願います）。

これらの調査結果を踏まえ、貴社におかれましては、別紙に記した各項目について改善されるようお願いしたいのと、今後の新車設計の参考としていただきたく、このたび要望させていただきことといたしました。別紙の各項目それぞれに係る具体的な改善計画（改善方法とその実施見込み時期）または改善を行わない（行えない）のであればその具体的な理由（事情）などにつきまして、詳細をご教示いただきたく存じます。

何かとご多忙のおり誠に恐縮ですが、本年10月14日（火曜日、鉄道の日）までに書面にてご回答くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。電話でのご回答は、拙宅の電話が家庭の事情でつながりにくいなどのため、貴社にもご迷惑をおかけしてしまうおそれがございますので、ご遠慮いただければ幸いです。

なお、貴社からの回答内容につきましては、その後の改善状況に係る続報として、交通権学会その他の場で報告・公表させていただき場合がございますことを、あらかじめご了承願います。

また、今後さらに詳しいことをご教示いただきたい場合のため、貴社における担当部署名と電話・FAX番号、担当者様のお名前なども合わせてご教示いただければ幸いです。

末筆ながら、貴社の無事故と更なるご発展をお祈りしております。

敬具

\*本状は、JR旅客6社のほか、一部文面を変えたものを社団法人日本民営鉄道協会にもお送りしております。

(別紙)

JR東海の新幹線・特急列車において、バリアフリー上の改善が望まれる点

\*以下の記述はいずれも、2006年11月から2007年9月までの間に行った実車調査結果に基づくものです。もしもそれ以降に何らかの改善が行われていましたら、失礼をお詫び申し上げますと共に、その詳細をご教示くださいますようお願い申し上げます。

### 1. 「南紀」の車いす対応設備つき車両(所定 号車)の指定席化

「ひだ」「南紀」用のキハ85系では、前面貫通形先頭車に車いす対応座席が設置されています。このうち「南紀」の 号車は、2007年3月ダイヤ改正時から自由席車として運転されています。このため、たとえこの車いす対応座席を身体障がい者の優先席として周知していても、混雑時などには、先に着席していた健常者が「自由席なのだから先着順だ」と主張し頑として居座り続けたら、身体障がい者が車いす対応座席を利用できない可能性がある、という問題を引き起こしています。

身体障がい者の座席を確実に確保する必要性に鑑み、「南紀」の自由席を2007年3月ダイヤ改正以前と同じ 号車に、車いす対応座席がある 号車を指定席に、それぞれ戻すことが望めます。

### 2. 多目的室の存在・用途・利用方法に係る案内・周知方の改善

JR各社では、多くの新幹線・特急列車に多目的室を設置しています。最初は身体障がい者が横になって乗車できるための個室としてでしたが、今日では急病人の休憩、授乳、おむつ交換、着替えなど、幅広い用途での利用を認めるようになってきました。これは病弱者や子育て世代(乳幼児とその親たち)の「移動の自由」=交通権の拡大に寄与しており、高く評価すべきものです。

ところが、貴社の新幹線300系と「しなの」用383系の多目的室では、多目的室の案内掲示が何もありません。これは、本当に多目的室を必要とする乗客への配慮に欠けており、ステッカーを貼付するなどの改善が望めます。また、新幹線N700系の案内掲示のステッカーに「お身体の不自由な方優先です」の文言があるのは、子育て世代や病弱者が身体障がい者と乗り合わせたときの心情を考えると、表現や運用方が不適切であり、改善が望めます。

### 3. 新幹線車両での多目的室の増設

私は、N700系の車内設備の調査を行った2007年9月24日(月、秋分の日)の「のぞみ29号」(Z4編成)で、健常者の(少なくとも車いすではない)高齢者が多目的室に乗車したため、授乳で利用してきた母親が多目的室の前で困り果てて立ち往生する場面に遭遇しました。このとき私は、 号車の車内販売準備室に走り、車内販売乗務員に「こういう状況で困っている乗客がいるから車掌を呼んであげてほしい」旨を伝えましたが、その後どういう対応が取られたのかは不明のままです。

定員1323名の16両編成の列車に多目的室が 号車の1ヶ所だけでは、急病人や子育て世代など、本当に多目的室を必要としているのにその利用(車掌への申し出)を諦めさせられている乗客たちの潜在的な需要に応えきれていないのが、現実であると考えられます。

この問題を解決するには、N700系では 号車または 号車の喫煙ルームのいずれか(広さの点から 号車が望ましい)を、700系と300系では 号車と 号車にある使用されていない車内販売準備室を、多目的室に転用改造することが必要です。そうすることが、子育て世代からも交通手段として(マイカーや飛行機・高速バスな

どでなく)JRを選択してもらえるようにするために必要な配慮ではないでしょうか。もしも貴社が「東海道新幹線は通常はビジネス客主体の路線なのだから、多客時以外には考えにくいケースのために、ビジネス客からの要望が強い喫煙ルームを減らすことはできない」と考えるようなことがあれば、貴社は子育て世代の「移動の自由」=交通権を制約することになってしまいます。そのことが子育て世代から反感を買い、新幹線だけでなく在来線を含めて「鉄道離れ」を誘発することになりはしないかと、私には案じられてなりません。

#### 4. 公衆電話・飲料自動販売機の車いす対応座席最寄りデッキへの移設と、車いす対応構造化

貴社の在来線特急列車はすべて、公衆電話や飲料自販機が設置されている場合でも、それらが車いす対応座席から(車いすでは)アクセスできない位置関係にあり、かつ車いすでは利用(操作)が困難な構造になっています。

身体障がい者は、特急列車の運転とその車両の維持管理に係るコストとして、健常者と同額の特急料金を負担しています(割引があるのは運賃部分のみ)。そのことを考えると、身体障がい者だけが公衆電話や飲料自販機を利用したくてもできない状況が長年にわたって放置され続けている現実、身体障がい者に対する差別ではないでしょうか。

身体障がい者にも携帯電話が普及しているのは事実ですが、一方では電子医療機器を装着しているなどの理由で、携帯電話を持ちたくても持てない身体障がい者が存在している可能性も、否定できないと思われまます。

飲料自販機に関しては、2006年12月に貴社広報部から「車内販売をご利用ください」というご回答をいただいたことがあります。しかし、車内販売が乗務しない区間運転列車や「ホームライナー」などでは、身体障がい者はなす術がありません。一日も早く、すべての公衆電話や飲料自販機を、車いす対応座席最寄りのデッキに、車いすでも利用(操作)可能な構造として、移設することが望まれます。

#### 5. 車いす対応座席の一般売りの廃止

現在、車いす対応座席の予約は乗車日の2日前までで締め切られ、身体障がい者からの予約が入っていない車いす対応座席は当日朝から一般客向けに発売されています。事実、私は最繁忙期の東海道・山陽新幹線で、乗車当日の朝5時30分のマルス稼働開始時刻(当時)と同時に購入できた指定券が車いす対応座席のもの(号車12番A席)だった、という経験を持っています。

このため、身体障がい者が急用で乗車する必要が生じたとき、車いす対応座席を利用できない可能性があるという問題を引き起こしています。

JR北海道や東武鉄道では、車いす対応座席を車掌持ちの調整席扱いとし、一般客への発売は当日を含め一切行っていません。ただし近畿日本鉄道では、ベビーカー使用客に車いす対応座席を発売するケースがあります。貴社におかれましても、これらの例に倣い、身体障がい者の飛び込み乗車に対応できる座席管理方が望まれます。

また「ムーンライトながら」では、号車の3ヶ所にある車いす対応座席が、いずれも1ヶ月前から一般客向けに発売されており(JR東日本の主要駅に設置されている指定券発売機での空席照会により確認)その一方で身体障がい者が車両中央部の一般席の指定席券を持って乗車し、介助する駅員共々難儀していた事例を、複数回目撃しております。こうした運用方についても、是正が望まれます。

以上

記事 配達記録郵便物引受番号と配達完了日および配達郵便局  
第505-00-98300-2号  
平成20(2008)年9月18日 名古屋中央郵便局にて配達完了